

行田市化製場等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）の施行に関し、化製場等に関する法律施行令（昭和31年政令第285号）、化製場等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第30号）及び化製場等に関する法律施行条例（昭和59年埼玉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における処理の許可申請)

第2条 法第2条第2項ただし書の規定により死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の許可を受けようとする者は、死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜解体（埋却・焼却）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(化製場等の設置の許可申請)

第3条 法第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設（以下「化製場等」という。）の設置の許可を受けようとする者は、化製場等設置許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(化製場等の設置の許可)

第4条 市長は、前条の規定により化製場等の設置の許可をしたときは、化製場等設置許可書（様式第3号）を当該許可申請者に交付するものとする。

2 市長は、法第4条の規定により化製場等の設置の許可をしなかったときは、化製場等設置不許可書（様式第4号）を当該許可申請者に交付するものとする。

(しゅん工届)

第5条 法第3条第1項の規定により化製場等の設置の許可を受けた者は、当該許可に係る化製場等の工事がしゅん工したときは、使用前にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

(化製場等の構造設備等の変更の届出)

第6条 法第3条第2項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により化製場等の構造設備等を変更しようとする者は、化製場等構造設備等変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(化製場等の変更等の届出)

第7条 第4条第1項の規定により化製場等の設置の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該

当する場合は、当該事実の発生した日から10日以内に、それぞれ当該各号に定める様式により市長に届け出なければならない。

- (1) 化製場等設置許可申請書に記載した事項を変更した場合（法第3条第2項の規定による事項の変更を除く。） 化製場等設置許可申請書記載事項変更届（様式第6号）
- (2) 化製場等の経営を停止し、又は廃止した場合 化製場等経営停止（廃止）届（様式第7号）
（化製場等の設置場所の指定）

第8条 法第4条第3号（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、第1号又は第2号に掲げる場所で、化製場等の処理の実態等から公衆衛生上害を生ずるおそれがないと認めるものは、当該指定する場所から除くことができる。

- (1) 学校、病院、公園、墓地その他これらに類する施設で多数の人の集合するものから200メートル以内の場所
- (2) 鉄道、国道、県道その他交通頻繁な公道から200メートル以内の場所
- (3) と畜場、家畜市場等から200メートル以内の場所
（動物の飼養又は収容の許可を要する区域）

第9条 法第9条第1項の規定により市長が指定する区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により市街化区域に定められた区域とする。

（動物の飼養又は収容の許可申請）

第10条 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者は、当該動物の種類ごとに、動物の飼養（収容）許可申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（動物の飼養又は収容の許可）

第11条 市長は、前条の規定により動物の飼養又は収容の許可をしたときは、当該動物の種類ごとに、動物の飼養（収容）許可書（様式第9号）を当該許可申請者に交付するものとする。

（動物の飼養又は収容の該当の届出）

第12条 法第9条第4項の規定による届出をしようとする者は、当該動物の種類ごとに、動物の飼養（収容）届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（動物の飼養又は収容に係る変更の届出）

第13条 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けた者（法第9条第4項の規定により許可を受けたとみなされた者を含む。次条において同じ。）は、動物の飼養（収容）許可申請書又は動物の飼養（収容）届に記載した事項を変更したときは、当該事実の発生した日か

ら10日以内に、動物の飼養（収容）変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（動物の飼養又は収容の停止等の届出）

第14条 動物の飼養又は収容の許可を受けた者は、当該許可に係る動物の飼養若しくは収容を停止し、廃止し、又は再開したときは、当該事実の発生した日から10日以内に、動物の飼養（収容）停止（廃止・再開）届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜解体（埋却・焼却）許可申請書

年 月 日

行田市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、連絡先〕

化製場等に関する法律第2条第2項ただし書の規定により、死亡獣畜の解体（埋却・焼却）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

死亡獣畜の所有者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）	
死亡獣畜の種別、性別、毛色、年齢及び特徴	
解体、埋却又は焼却の日時及び場所	
解体後の処理	
理由	

添付資料

獣医師が証明した死亡診断書又は死体検案書

化製場等設置許可申請書

年 月 日

行田市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、連絡先〕

〔化製場又は死亡獣畜取扱場〕を設置したいので、化製場等に関する法律第8条に規定する施設

する法律第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
化製場にあつては、製品及び取扱原料の種目並びに処理方法	
死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の区分	
施設（埋却を行う獣畜取扱場にあつては、その区域）の構造設備の概要	
化製場又は死亡獣畜取扱場の設置による飲料水汚染の有無	

添付資料

- 1 化製場、死亡獣畜取扱場又は化製場等に関する法律第8条に規定する施設の位置、敷地及び面積の確認ができる周囲200メートルの区域を表示した見取図
- 2 施設の構造設備の概要を明らかにした平面図及び構造設備の仕様書
- 3 埋却区域の状況を示した図面
- 4 建物又は敷地が他人の所有に係るものであるときは、その承諾書
- 5 隣地所有者及び居住者の同意書
- 6 その他市長が必要と認めた書類

化製場等設置許可書

様

行田市長



年 月 日付けで申請のありました化製場等設置許可申請については、次のとおり許可します。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
化製場等の種類	

化製場等設置不許可書

様

行田市長



年 月 日付けで申請のありました化製場等設置許可申請については、次のとおり不許可とします。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
化製場等の種類	
不許可の理由	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

行田市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、連絡先〕

〔化製場等に関する法律第8条に規定する施設〕
〔死亡獣畜取扱場〕の構造設備（区域）を変更したい

ので、化製場等に関する法律第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の区分	
変更後の施設の構造設備の概要 （埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、変更後の区域）	

添付資料

- 1 変更後の施設の構造設備の概要を明らかにした平面図（埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、変更後の区域の図面）
- 2 変更後の施設の構造設備の仕様書

様式第6号（第7条関係）

化製場等設置許可申請書記載事項変更届

年 月 日

行田市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、連絡先〕

〔化製場、死亡獣畜取扱場〕の設置許可申請書記載事項の変更
〔化製場等に関する法律第8条に規定する施設〕

をしたので、次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地		
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		

化製場等経営停止（廃止）届

年 月 日

行田市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、連絡先〕

〔化製場、死亡獣畜取扱場〕の経営を停止（廃止）したので、
〔化製場等に関する法律第8条に規定する施設〕

次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
停止期間又は廃止年月日	
停止又は廃止の理由	

動物の飼養（収容）許可申請書

年 月 日

行田市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、連絡先〕

化製場等に関する法律第9条第1項の規定により、動物を飼養（収容）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

動物の飼養（収容） 施設の所在地	
動物の種類及び数	
施設の構造設備の概要	

添付資料

- 1 都市計画図
- 2 施設の所在地の周囲200メートルの区域を表示した見取図
- 3 施設の構造設備の概要を明らかにした平面図及び構造設備の仕様書

動物の飼養（収容）許可書

様

行田市長



年 月 日付けで申請のありました動物の飼養(収容)については、
次のとおり許可します。

動物の飼養（収容） 施設 の 所 在 地	
動物の種類及び数	

動物の飼養（収容）届

年 月 日

行田市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、連絡先〕

化製場等に関する法律第9条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

動物の飼養（収容） 施設の所在地	
動物の種類及び数	
施設の構造設備の概要	
区域の指定又は区域、動物の種類若しくは種類ごとの動物の数の変更の日	

添付資料

- 1 施設の構造設備の概要を明らかにした平面図及び構造設備の仕様書
- 2 施設の所在地の周囲200メートル以内の区域を表示した見取図

動物の飼養（収容）変更届

年 月 日

行田市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、連絡先〕

動物の飼養（収容）許可申請書（動物の飼養（収容）届）の変更をしたので、次のとおり届け出ます。

動物の飼養（収容） 施設 の 所 在 地		
許 可 （ 届 出 ） 番 号		
許 可 （ 届 出 ） 年 月 日		
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

様式第12号（第14条関係）

動物の飼養（収容）停止（廃止・再開）届

年 月 日

行田市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、連絡先〕

動物の飼養（収容）を停止（廃止・再開）したので、次のとおり届け出ます。

動物の飼養（収容） 施設 の 所 在 地	
動 物 の 種 類	
許 可 （ 届 出 ） 番 号	
許 可 （ 届 出 ） 年 月 日	
停 止 、 廃 止 又 は 再 開 年 月 日	
停 止 、 廃 止 又 は 再 開 の 理 由	